# I.入札説明書

公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「JPSA」という)の入札公告(2022 年 2 月 7 日付公告)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

- 1. 企画競争入札に付する事項
  - (1)委託名(件名)

2022 ジャパンパラ陸上競技大会及び 2022 ジャパンパラ水泳競技大会の企画・設営・運営実施業務委託

- (2)調達役務の内容等 仕様書記載のとおり。
- (3) 入札方法

落札者の決定は価格、実績、提案内容を総合的判断する為、 6の提出書類をご覧ください。

- ①入札に参加を希望する者(以下「入札者」という)は 「入札参加意思表明書」(書式自由)と、パラスポーツ(障がい者スポーツ)の国際大会の 企画運営実績(書式自由)を、2022年2月10日までに提出すること。
- ②入札者は2022 年2月18日までに見積書・提案書を提出すること。
- ③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札 価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110 分の100 に相当する金額を記入すること。
- ④入札者は、提出した書類の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

#### 2. 競争参加資格

下記全ての項目に準じていること。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項 各号に掲げる者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保 されるものであること。
- (7) パラスポーツ (障がい者スポーツ) の国際大会の企画運営実績があること (2018 年以降)。
- (8) 建設業の許可及び一級建築士事務所登録をしていること。
- (9) 警備業法(昭和47年法律第百十七号)第4条に規定されている認定をうけていること。
- (10) プライバシーマークを取得していること

#### 3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、JPSA が交付する仕様書に基づいて、入札書類を提出期限内に提出しなければならない。 また、開札日の前日までの間において JPSA から提出書類に関して説明を求められた場合は、これ に応じなければならない。
- 4. 入札説明会日時及び場所 入札説明会は実施しない。
- 5. 入札に関する質問の受付等
  - (1) 質問の方法 電子メールにより提出すること。
  - (2) 受付期間

2022年2月7日から2022年2月18日15時00分まで

(3) 担当部署

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 企画情報部電子メール:d-komatsu@parasports.or.jp

(4) 質問の回答 返答は全入札者へ情報提供を行なう。

## 6. 入札書類の提出

(1)-1 入札参加意思表明書 提出期限 2022年2月10日15時00分必着 上記期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても受け取らない。

- (1)-2 提出書類
  - ①入札参加意思表明書 1 通
  - ②パラスポーツ(障がい者スポーツ)国際大会(2018年以降)の運営実績書1通
  - ※上記には、国際競技団体の公認大会も含む
  - ※上記には、業務の詳細も必ず記載してください。
- (2)-1 見積り書・提案書 提出期限

2022年2月18日15時00分必着

上記期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても受け取らない。

- (2)-2 提出書類
  - ①見積り書2通(①陸上 ②水泳)
  - ②提案書 2 通 (①陸上 ②水泳)
- (3) 提出先(提出方法)

公益財団法人日本パラスポーツ協会 企画広報部

メール d-komatsu@parasports.or.jp にて受け付ける。

※メールの件名には必ず『2022 ジャパンパラ ATSW 設営運営入札に関して』と記載してください。記載がない場合は受付ができません。

## 7. 入札結果通知の予定日及び方法

- (1) 入札結果通知予定日 2022 年 2 月 22 日 (予定)
- (2) 通知の方法 入札者へメールにて落札の有無を通知する。

# 8. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日迄に支払うものとする。

9. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

価格、実績、提案を総合的に判断し、最も優れた者を落札者とする。

11. 契約書作成の要否

要

## 12. その他

(1) 入札行為に関する照会先

公益財団法人日本パラスポーツ協会 企画広報部 担当:高田、小松

電話番号:03-5939-7021

電子メール:d-komatsu@parasports.or.jp

※メールの件名には必ず『2022 ジャパンパラ ATSW 設営運営入札に関して』と記載してください。記載がない場合は受付ができません。

(2) 仕様書に関する照会先

12.(1)に同じ

以上

# Ⅱ. 仕様書

#### 1 委託名(件名)

2022 ジャパンパラ陸上競技大会及び 2021 ジャパンパラ水泳競技大会の企画・設営・運営実施業務委託

# 2 委託期間

契約締結日から2021年3月末日まで

#### 3 支払方法

完了後、それぞれの案件ごとに支払

### 4 概要

①2022 ジャパンパラ陸上競技大会(2022 年 5 月 13 日(金)~5 月 15 日(日))及び、②2022 ジャパンパラ水泳競技大会(本番日:2022 年 9 月 17 日(土)~9 月 19 日(月祝))を行う。本事業は、国際競技規則を適用したレベルの高い競技会を、競技団体と共に開催することによって、障がい者スポーツの認知度を上げ、障がい者の広い社会参加を促進すること、並びに日本における競技力向上を通じて、同競技の普及拡大を図ることを目指し、活力ある共生社会の創造に繋げていくことを目的としている。

#### 5 資格要件

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項 各号に掲げる者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保 されるものであること。
- (7) パラスポーツ (障がい者スポーツ) の国際大会の企画運営実績があること (2018 年以降)。
- (8) 建設業の許可及び一級建築士事務所登録をしていること。
- (9) 警備業法(昭和47年法律第百十七号)第4条に規定されている認定をうけていること。
- (10) プライバシーマークを取得していること

#### 6 委託業務内容

①2022 ジャパンパラ陸上競技大会(本番日:2022 年 5 月 13 日(金)~5 月 15 日(日))及び、②2022 ジャパンパラ水泳競技大会(本番日:2022 年 9 月 17 日(土)~9 月 19 日(月祝))の実施内容については別紙の実施要項を基に内容について日本パラスポーツ協会(以下、『委託者』という。)に提案をし、総合的な調整をすること。また提案事項は、当協会の承認ののちに行うこと。尚、次の点に留意すること。

# ①2022 ジャパンパラ陸上競技大会

場所:たけびしスタジアム京都(京都府京都市)日程:2022年5月13日(金)公式練習日(設営日)

5月14日(土)本番日 5月14日(日)本番日・撤収日

## ②2022 ジャパンパラ水泳競技大会

場所:横浜国際プール(神奈川県横浜市)

日程: 2022年 9月15日(木)設営日

9月16日(金)公式練習日

9月17日(土)~19日(月祝)本番・最終日終了後撤収

- (1) ジャパンパラ陸上に関して(参考資料が必要な場合はご連絡ください)
  - ・100mスタート地点後方にスポンサーボードを制作及び設置
  - ・競技場内観客席前方にスポンサーバナーの制作及び設置(1年間の保管)
  - ・競技場内観客席前方に装飾バナーの制作及び設置(1年間の保管、年5回出し入れあり)
  - ・表彰式会場でのバックボードの制作及び設置
  - ・インフィールドボード(スポンサー名)の制作及び設置(1年間の保管)
- (2) ジャパンパラ水泳に関して(参考資料が必要な場合はご連絡ください)
  - ・スタート(飛び込み台)後方後方にスポンサーボードを制作及び設置
  - ・競技場内観客席前方にスポンサーバナーの制作及び設置(1年間の保管)
  - ・競技場内観客席前方に装飾バナーの制作及び設置(1年間の保管)
  - ・表彰式会場でのバックボードの制作及び設置
  - ・コース片側一列でスポンサーボードの制作及び設置(1年間の保管)

#### <共涌事項>

- (3) 各会場の案内看板及び装飾について
  - ・敷地内入口から施設入口までの案内看板の設置位置及びレイアウトを提案すること。
  - ・上記に伴う導線計画を提案すること
  - ・会場内の装飾を提案制作設置すること。
  - ・受託者のオフィシャルパートナー名の掲出に関する提案及び設置をすること。
- (4) 受付に関して
  - ・サーモグラフィ型体温計、非接触型体温計を設置すること。
  - ・アルコール消毒液を設置すること。
  - ・必要なテーブル椅子等の備品を設置すること。
- (5) 諸室関係
  - ・諸室計画を提案すること。
  - ・諸室名の張り紙を設置すること。
  - ・各諸室のごみの回収は最低1日2回以上行うこと。(必要に応じて適宜)
  - ・各諸室には、アルコール消毒液を設置すること。
  - ・必要なテーブル椅子等の備品を設置すること。
- (6) 駐車場に関して
  - ・必要に応じて、車の誘導、観客誘導等の警備を必要数配置すること。

・必要なテーブル椅子等の備品を設置すること。

## (7) その他

- ・必要な個所に電源(コンセント)の設置を行うこと。
- ・新型コロナウイルス対策のための施策を提案すること。
- ・必要なテーブル椅子等の備品を設置すること。
- ・設営撤去は全て貴社スタッフ等で行うこと。(コロナ禍の状況により確認)
- ・各出入口には必ずアルコール消毒液を設置すること。
- ・マスク、フェイスシールド、手袋は適宜用意すること。

#### (8) 運営に関して

- ・運営マニュアル(コロナ対策を含む)を準備すること。
- ・受付、会場内の清掃(除菌・ごみ回収等)を行うためのスタッフを手配すること。
- ・新型コロナウイルス対策のための施策を提案すること。
- ・会場入口用警備を2ポスト3名手配すること。
- ・手すり、椅子など触れる箇所の消毒を適宜行うこと。
- ・必要に応じて警備員を配置すること。

#### (9) 成果物等の提出

・各競技の写真記録を掲載した業務実施結果報告書を提出すること。但し、納入時期については、委託者 と協議を行うこと。

# (10) 協議・打合せ及び記録

・業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、委託者が必要 とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行う共に、資料や情報の提供を行 うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなけ ればならない。

#### (11) その他

- ・運営に必要な資機材等は、本契約に含むこと。
- ・撤収後は、原状復帰すること。
- ・開催中の会場内の清掃を行うこと。
- ・設営撤去運営に関わることで発生した廃棄物は全て持ち帰ること。
- ・選手宿泊輸送を担当する事業者と連携して業務を行うこと。
- ・web配信、MCキャスティングを担当する事業者と連携して業務を行うこと。
- ・設営~本番日の昼食(お弁当)は別途支給いたします。
- ・大会として実施する新型コロナウイルス対策の健康管理(検査、検温など)を受けること。

## 7. 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
  - ア.本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全て委託者に帰属する。
  - イ. 成果品が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から第28条迄に規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

# (2) 著作権・知的財産権の使用

- ア. 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。
- イ. 上述ア. に関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ウ. 上述ア. に関わらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

# 8. その他

- ・本仕様書に定めのない事項、内容の変更又は疑義が生じた場合、委託者の指示に従うこと。
- ・施設の設備等を破損した場合には、受託業者の負担で速やかに復旧すること。
- ・事業を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- ・本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務 を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

以上